

意見書案第 8 号

再審請求手続きにおける全面的な証拠開示の制度化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年 9 月 24 日提出

花巻市議会議長 小 原 雅 道 様

提出者 花巻市議会総務常任委員会  
委員長 内 館 桂

再審請求手続きにおける全面的な証拠開示の制度化を求める  
意見書

再審制度は、誤って有罪とされた人を救済することを目的としております。我が国では、再審は「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルは高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況があります。

日本国憲法第13条の下では、無実の人が処罰されることは許されるものではありません。再審請求があった場合には、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。現行の再審制度では、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化しておりません。

したがって、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示の制度化は喫緊の課題です。この証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則で「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示について検討を行う」としました。

以上の趣旨により、刑事訴訟法の改正を速やかに行い、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月24日

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

花巻市議会議員 小原雅道